

平成16年8月2日

法務大臣 野 沢 太 三 殿

司法試験委員会委員長 上 谷 清

平成18年から実施される司法試験における論文式による筆記試験の科目
(専門的な法律の分野に関する科目)の選定について(答申)

本年1月30日付け諮問第1号を受け、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成14年法律第138号)第2条の規定による改正後の司法試験法第3条第2項第4号に規定する「専門的な法律の分野に関する科目」(以下「選択科目」という。)の選定について審議し、次のとおり答申する。

1 平成18年から実施される新しい司法試験の試験科目として選択科目が設けられた趣旨は、専門分野を有し社会の多様なニーズに応え得る多様な法曹を養成することに資するためと考えられる。一方、法曹養成制度が、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての新しい制度に転換されることから、新しい司法試験については、法科大学院課程における教育等との有機的連携の下に行うものとされている(改正後の司法試験法第1条第3項)。

以上の観点に立ちつつ、実務的な重要性や社会におけるニーズの高さ、法科大学院におけるカリキュラム・教育内容や科目開設状況、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況、意見募集の結果などを総合的に考慮し、以下の8科目を選択科目とするのが相当であると考える。

知的財産法

労働法

租税法

倒産法

経済法

国際関係法（公法系）

国際関係法（私法系）

環境法

なお，ここでいう国際関係法（公法系）は，国際法（国際公法），国際人権法及び国際経済法を，国際関係法（私法系）は，国際私法，国際取引法及び国際民事手続法を対象とするものである。

おって，各科目における出題の範囲（科目の範囲）については，更に検討することとする。

- 2 選択科目が設けられた上記趣旨からして，選択科目を上記8科目に固定化することは相当でなく，今後，これらの科目以外の科目についても，更に選択科目とすることを積極的に検討し，柔軟かつ機動的に対応する必要がある。そこで，選択科目については，新しい司法試験を3回程度実施した後，上記1に掲げた判断要素に加え，その間の試験の実施状況（各選択科目の受験者数，難易度のばらつき，出題内容についての独自性の程度等），司法修習の状況等をも勘案して，必要な見直しを行うことが相当である。